答 弁 第 一 一 号 平成二十一年十一月六日受領

内閣衆質一七三第一一号

平成二十一年十一月六日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由 紀 夫

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員高市早苗君提出自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高市早苗君提出自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問

に対する答弁書

## 一及び二について

今般の新型インフルエンザのワクチンの接種事業において、新型インフルエンザによる死亡、重症化の

おそれが高い者及びインフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(以下「医療従事者等」とい

う。)を優先接種対象者としているのは、 新型インフルエンザの重篤性が季節性インフルエンザと同程度

とされている一方で妊婦や基礎疾患を有する者等は重症化する可能性が高いこと、今後更なる感染者の増

加が見込まれる中で、 必要な医療提供体制を確保する必要があること、当面、 ワクチンの供給が順次行わ

れていくことなどを勘案してのものである。

したがって、現状においては、 自衛官が医療従事者等と同じ意味で優先的にワクチン接種を受けること

が望ましい者に当たるとは考えていない。

## 三について

お尋ねについては、 優先接種対象者に該当する者に対するワクチンの接種時期は、 本年十一月以降を予

状況等を勘案して決定することとしており、現時点で、お答えすることは困難である。

定しているが、それ以外の者に対するワクチンの接種時期については、今後のワクチンの接種状況や製造